

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄）

(略)

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

○新規陽性患者の発生状況に応じて、フェーズごとに体制を強化するシナリオに、感染がさらに拡大する局面も見据え、新たなフェーズ（「感染拡大期2」）を追加した。

現在、重症対応71床、中軽症対応444床の計515床を確保しているが、新たな計画に対応し、7月末には650床程度（うち重症対応120床程度）の病床を確保する。

感染増加期に移行したことから、重症対応70床、中軽症対応330床の計400床体制を早急に構築する。

今後も引き続き、フェーズごとに体制を強化するシナリオに基づき、機動的な対応を行う。

【フェーズに応じた体制】

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2
目安 新規陽性 患者数 (1週間平均)	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者数 発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度

(2)～(10) (略)

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

感染防止対策を講じた上で、当面、県内での活動に限定し、実施する。

なお、今後、県内における感染者がさらに増加した場合においては、学区ごとの感染状況を踏まえ、学区内に限定することを検討する。

(略)

②部活動

○感染防止対策を講じた上で、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

○公式試合、練習試合、合同練習・合宿については、当面、県内での活動に限定（県内の学校のみ参加）し、実施する。

なお、今後、県内における感染者がさらに増加した場合においては、学区ごとの感染状況を踏まえ、学区内に限定することを検討する。

(略)

(2) 県内大学

○授業の再開

- ・臨時休業の要請を5月16日に解除。対面授業・課外活動等を再開する際には、感染防止対策の徹底を要請
- ・各大学に対し、知事メッセージの学生への周知を要請

(略)

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 設置者に対して、感染防止対策を講じた上で教育活動・部活動等を実施する県立学校の方針を周知する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、知事メッセージの学生への周知を要請する。

3 (略)

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避けることを要請する。
- 今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、次なる波に備え、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを整備する。

(2)～(4) (略)

5 (略)

6 外出自粛等の要請（法第24条第9項）

○次の事項を県民に要請する。

- ・発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- ・特に、高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛すること
- ・東京都など感染が再拡大している地域への不要不急の往来を自粛すること
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（検温、換気、人数制限、連絡先登録など）がなされていない施設への出入りを自粛すること
- ・ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店への出入りを自粛すること。
- ・学生をはじめ若者に対して、多人数での会食は慎重に行うこと、飲食しながらの大声での会話や回し飲みは避けることを要請
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
「3密」（密閉・密集・密接）の回避、身体的距離の確保、マスクの着用 等
※熱中症リスクを考慮し、屋外で十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、マスクを外す。

- 店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請する。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請する。

7 イベントの開催自粛要請等（～8月31日、法第24条第9項）

- 全国的・広域的な祭り・野外フェス等は、中止又は延期を要請する。
- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。
 - ＜開催の目安＞
 - （7月10日～8月31日まで）・屋内：5,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
 - ・屋外：5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保
- イベント参加者が5,000人以下であっても1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。

8 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）

- 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。
- 特にバーやクラブ等の接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店に対し、ガイドラインの遵守を要請する。
- 飲食店においては、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減の取組
 - 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、職場での「3密」（密閉・密集・密接）の回避、職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

9～10 （略）